



## 11月は いじめ撲滅強調月間 です！

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめは、被害にあった子どもの心身に深い傷を残します。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめにあたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談や通報をしてください。

☎ 県青少年課 (☎048・830・2907)

### よい子の電話教育相談 (毎日24時間)

子ども専用(18歳以下)

☎ #7300(無料)

☎ 0120・86・3192 (無料)

保護者専用

☎ 048・556・0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

FAX相談 0120・81・3192

※Eメール、FAX相談の受信確認および返信は、平日の午前9時～午後5時に行っています。

### 埼玉県警察少年サポートセンター

少年専用

☎ 048・861・1152

保護者専用

☎ 048・865・4152

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※面接は要予約

### いじめ通報窓口

(小・中・高校生の「いじめ」に関する通報)

県ホームページのいじめ通報窓口フォームに必要事項を入力してご利用ください。



※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受け付けるもので、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校は通報した人がわからないように対応します。

### 子どもスマイルネット

☎ 048・822・7007

毎日(祝日、年末年始を除く)

午前10時30分～午後6時

### 埼玉いのちの電話 (毎日24時間)

☎ 048・645・4343

### さいたまチャイルドライン

子ども専用(18歳以下)

☎ 0120・99・7777(無料)

毎日

午後4時～9時

### 埼玉県こころの電話

心の健康や悩みに関する相談

☎ 048・723・1447

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

### 子どもの人権110番

☎ 0120・007・110(無料)

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

## 11月は SIDS(乳幼児突然死症候群)対策強化月間 です！

～睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう～



SIDS(乳幼児突然死症候群)は、12月以降の冬季に発症する傾向が高いことから、国では、11月をSIDS対策強化月間としています。この機会に、赤ちゃんをSIDSから守るため、赤ちゃんの身近にいるすべての人がSIDSについて理解を深めましょう。

### 乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)とは？

何の予兆や既往歴もないまま、乳幼児が睡眠中に突然死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和元年には全国で78人の乳幼児が、SIDSで亡くなっています。

### SIDSの発症リスクを低くする3つのポイント

#### ①1歳になるまでは、寝かせるときはあおむけに寝かせましょう

うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果が出ています。

#### ②できるだけ母乳で育てましょう

母乳で育てられている赤ちゃんの方が、SIDSの発症率が低いという研究結果が出ています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

#### ③保護者等はたばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも悪い影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。

☎ 健康福祉課(保健指導班)(☎581・2121内線211・212)

あなたの気付きは、子どもの希望。

## 11月は 児童虐待防止推進月間 です！

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。児童虐待かも？と思ったらすぐにお電話ください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。連絡は匿名で行うこともでき、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

☎ 子育て支援課(☎581・2121内線204)



児童虐待かもと思ったらすぐに相談を。

[ 児童相談所虐待対応ダイヤル ]

いちはやく  
☎ 189

24時間対応 通話料無料

令和2年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語

189(いちはやく)  
知らせて守る  
子どもの未来

### 熊谷児童相談所

☎ 521・4152

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後6時15分

### 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

※熊谷児童相談所対応時間外で緊急性のある児童虐待通報

☎ 048・779・1154

### 子どもスマイルネット (埼玉県子どもの権利擁護委員会)

☎ 048・822・7007

毎日(祝日、年末年始を除く)

午前10時30分～午後6時

お知らせ

11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動期間です！

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。夫やパートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されない行為です。

暴力でお悩みの方は、一人で悩まずに相談機関へご相談ください。プライバシーは守られます。

相談機関	受付	電話番号
県婦人相談センター	月～土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00 (年末年始を除く)	☎048-863-6060
県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)	月～土 10:00～20:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)	☎048-600-3800
県北部福祉事務所	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	☎0495-22-0101
寄居警察署生活安全課	緊急の場合は迷わず110番！	☎581-0110

☎ 人権推進課(☎581・2121内線411・412)

お知らせ

11月9日～15日は

秋季全国火災予防運動期間です！

令和2年度標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、秋季全国火災予防運動が実施されます。この機会に、家庭や職場等での火災予防の大切さを見直し、火の取り扱いに十分注意を払い、火災を出さない環境づくりに努めましょう。

また、家族や自分自身の命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器は、火災の拡大防止、逃げ遅れ防止にも有効です。既に設置されている警報器については、本期間中に点検を行っていただくなど、火災予防にご協力をお願いします。



☎ 深谷市消防本部予防課(☎571・0913)